

## 子育て

### 10月は『里親月間』です

それぞれの事情で親と離れて暮ら すこどもたちが、日本には約4万2 千人います。こどもたちの心のケア と穏やかな成長には、家庭に迎え入 れられ、自分が愛されていると実感 できることが大切です。「里親制度と は?] 「私にできることって何?」興味 を持つことがはじめの一歩になりま

「いつか」を「いま」に。いま、里親 になろう!!

### 圖川越児童相談所

**2**049-223-4152

こども支援課(こども家庭セン *9*−) **☎**81-5750**™**23-2239

こども広場⊞





こども家庭庁₩

利用者負担額(保育料)納付

市内認可保育園(公立・私立)、市 外認可保育園(私立)の保育料は、納 期限までにお支払いください。

<b>对</b> 家	<b> </b>
・10月分保育料と延長保 育料 ・9月分一時保育料と短 時間保育料	10月31日 (木)
・11月分保育料と延長保 育料 ・10月分一時保育料と短 時間保育料	12月2日 (月)
・12月分保育料と延長保育料 ・11月分一時保育料と短時間保育料	12月25日 (水)

□座振替の場合は、各納期限日が 振替日になりますので、ご利用の人 は前日までに残高をご確認くださ

間保育課☎21-1407₩23-2239

### 0歳児集まれ

■10月18・25日、11月1・8・15 日(金)午前10時30分~11時15 分(全5回)

※5回のうち1回はオンラインで実 施します。

- **場子育て支援センターソーレ、子育** て支援センターマーレ
- 対市内在住で、できる限り全日程に 参加できる令和5年10月1日~令 和6年4月1日生まれのお子さんと 保護者
- 定各場所8組(申込順)
- 図手遊び、ふれあい遊びなどを通じ た子育てサークル作り
- 申どちらかの場所を選び、10月4日 (金)~11日(金)午前9時30分~ 午後4時30分に直接又は電話で子 育て支援センターソーレ又は子育 て支援センターマーレへ。
- 問子育て支援センターソーレ
- **☎**23-2231**☎**23-2232
- 子育て支援センターマーレ
- **☎**35-3521**☎**35-3522

## ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター会員募集

子育ての援助を受けたい人(利用会員)と子育ての援助をしたい人(協力会員)が会員となり、センターが仲介し て、子育てを地域で相互援助する会員組織として、2種類のサポートセンターがあります。利用会員、協力会員 共に募集中です。

	ファミリー・サポート・センター	緊急サポートセンター
援助内容	・小学校や保育園の開始前や終了後の送迎・預かり・習い事の送迎等	<ul><li>・病児・病後児の預かり</li><li>・早朝・夜間等の緊急時の預かり</li><li>・宿泊を伴う預かり等</li></ul>

### 利用するには

	ファミリー・サポート・センター	緊急サポートセンター			
対象	市内在住又は在勤で、生後6か月~小学6年生のこどもの保護者	市内在住又は在勤で、0歳児~小学校6年生のこどもの保護者			
費用	②平日①以外の時間、土・日曜日、祝日、年末年始:1時間	①午前8時〜午後8時:1時間1,000円 ②①以外の時間、年末年始:1時間1,200円 ③宿泊:こども1人当たり10,000円			
1	※2人以上のこどもを援助する場合は、2人目から利用料が半額となります。 ※入会費、年会費はありません。				
1	特定非営利活動法人病児保育を作る会 緊急サポートセンター埼玉坂戸センター☎049-299-5790	特定非営利活動法人病児保育を作る会 緊急サポートセンター埼玉川□センター☎048-297-2903			

#### 協力するには

	ファミリー・サポート・センター	緊急サポートセンター
協力会員	心身共に健康で積極的に援助活動ができる人(資格、経験、1 ※入会前にセンターが実施する基礎講習会の受講が必須です ※ファミリーサポート、緊急サポートどちらかのみの登録も ※利用会員と協力会員を兼ねる両方会員に登録することもで	-。 o可能です。

問こども支援課☎63-5005ໝ23-2239

## 児童手当の制度が変わります

令和6年10月分(12月支給分)から児童手当の制度が下記のとおり一 部改正されます。

- 1. 所得制限の撤廃 2. 高校生年代まで支給期間を延長
- 3. 多子加算の算定と加算額(第3子以降3万円)の変更
- 4. 支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回に変更
- ■9月2日(月)~令和7年3月31日(月)

### 支給額

		改正後 令和6年12月	支給分から		改正前 令和6年10月	月支給分まで	
手当月額	0~3歳未満	1万5000円	多子加算 第3子以降 3万円			1万5000円	
	3歳~ 小学生	1万円		<b> </b>	1万円	多子加算 第3子以降 1万5000円	
	中学生	1万円			1万円		
	高校生	1万円			なし		
所得制限		なし			あり		
多子加算の対象年齢		22歳年度末ま	2 <b>2歳年度末までのこども</b> 18歳年度末まで		までのこども		
支払回数		年6回(偶数月	)		年3回		

- ・申請が必要な場合があります。詳細は、8月末に送付された案内又は 市肥を確認してください。
- ・高校生とは18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童をいいます。
- ・多子加算の算定対象については、親等の経済的負担がある場合に限り

支給時期 偶数月の15日(15日が土・日曜日、祝日の場 合はその直前の平日) に前2か月分の手当を支給します。 なお、申請時期によっては、初回の12月の支給に間に合 わない場合があります。



間こども支援課☎21-1461 23-2239

市冊

# 児童扶養手当法等の改正

児童扶養手当は、母子家庭、父子家庭又は生計を維持する養育者に支 給される手当です。

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度 額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

#### 所得限度額の引上げ

	全部支給となる所得限度額		一部支給となる所得限度額		
扶養する	所得ベース		所得ベース		
児童等の数	10月分まで	11月分から	10月分まで	11月分から	
0	49万円	69万円	192万円	208万円	
1人	87万円	107万円	230万円	246万円	
2人	125万円	145万円	268万円	284万円	
3人	163万円	183万円	306万円	322万円	

※以下1人増すごとに38万円加算

### 第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。 10月分まで 11月分から

全部支給 6.450円

→ 全部支給 10.750円

一部支給 6,440円~3,230円 → 一部支給 10,740円~5,380円

11月分の手当から所得限度額及び加算額の引上げが適用 **回作 次回** されますが、11月分及び12月分の手当については、2か月 されますが、11月分及び12月分の手当については、2か月 分の支給月である令和7年1月に支払われます。

問こども支援課☎21-1461 23-2239



### こども医療費

対市内に住民登録がある18歳到達 後最初の3月31日までのこども

### 助成開始日

助成は申請日からです。ただし、 出生・転入した場合は、出生日・転 入日後15日以内に申請があった場 合に限り、出生日・転入日が助成開 始日となります。なお、出生により 健康保険加入手続中でお手元にこど もの健康保険証がない場合でも仮申 請ができますので、必ず15日以内 に手続をしてください。

### 受給資格証の交付に必要なもの

こどもの健康保険証(マイナ保険 証)、保護者名義の通帳、保護者及び こどものマイナンバーカードなど(マ イナンバーを確認できる公的書類)、 来庁者の本人確認ができるもの(マイ ナンバーカード、運転免許証など公 的機関発行の顔写真入りのもの) ※保護者やこどもが外国籍の人は在 留カードが必要です。

### 住所や保険証が変わったら

転居、転職で住所や保険証が変 わった場合には、変更届が必要です。 変更届に必要なもの: こどもの健康 保険証、こども医療費受給資格証 ※保護者の扶養を外れた場合は消滅 届が必要です。

### 学校でけがをしたときは

通常、日本スポーツ振興センター の災害給付金の対象になります。こ ども医療費受給資格証は使用しない でください。万が一、こども医療費 での助成を受けてしまった場合、返 還の対象となります。

#### 窓口で自己負担分を支払った場合は

医療費の支払い後、診療月、医療 機関、入院・外来別に分け、それぞ れについてこども医療費支給申請書 に必要事項を記入し、領収書(受診 者氏名・保険診療総点数の記載のあ るもの)を添付し、こども支援課又 は各市民活動センターに提出してく ださい。

■・問こども支援課

**2**21-1461

**EX**23-2239

